

生産性向上伴走支援事業業務委託

質問及び回答

質 問 内 容
<p>【再委託について】</p> <p>伴走支援の実施にあたり、支援対象事業所ごとの課題に応じて、外部の専門家を個別に配置する体制を想定しております。</p> <p>当該体制において、外部専門家が支援の一部を担うことは可能でしょうか。</p> <p>また、可能な場合、再委託にあたって金額の上限等の条件がございましたらご教示ください。</p>
回 答 内 容
<p>外部専門家が支援の一部を担う（支援の一部を再委託する）ことは可能ですが、以下に記載する「再委託の承認基準」を全て満たす必要があります。また、再委託に係る金額の条件はありません。</p> <p>なお、再委託の承認については、契約後に受託者から県へ必要書類を提出いただき、審査を行ったうえで承認・不承認を決定します。</p> <p>【再委託の承認基準】</p> <ol style="list-style-type: none">1 受注した事務の全てを再委託させるものではないこと。（法令等により契約の相手方が定められており、当該契約が再委託を前提とする等、受注した事務の全てを再委託させることに相当の理由がある場合を除く。）2 再委託を行おうとする相手方が、入札参加停止措置を受けていないこと。3 再委託を行おうとする相手方が、契約書に規定する暴力団に関わる者ではないこと。4 申請日が、再委託を行おうとする日以前であること。5 申請の宛先が、契約締結者（知事又は地域機関の長）であること。6 再委託を行おうとする期間が、当初契約の期間中であること。

生産性向上伴走支援事業業務委託

質問及び回答

質 問 内 容																			
<p>【補助金のスケジュールについて】</p> <p>本業務に関連する補助金等がある場合、申請受付時期、交付決定時期、事業実施期間等のスケジュールについて、現時点での想定をご教示ください。</p>																			
回 答 内 容																			
<p>現時点で想定しているスケジュールは以下のとおりです。なお、スケジュールについては、契約締結後に受託者と打合せを行い決定します。</p> <p>【想定スケジュール】</p> <table border="1"><thead><tr><th>時期</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>5月中旬～6月中旬</td><td>伴走支援対象施設の選定</td></tr><tr><td>6月中旬～</td><td>対象施設の現状把握、介護機器の選定等</td></tr><tr><td>7月～8月</td><td>機器導入に係る補助金の申請</td></tr><tr><td>7月下旬～9月</td><td>機器導入に係る補助金の交付決定</td></tr><tr><td>8月～10月</td><td>機器の導入</td></tr><tr><td>8月～2月</td><td>生産性向上の取組に関する実績の測定</td></tr><tr><td>2月～3月</td><td>機器導入に係る補助金の実績報告書作成支援 加算取得に必要な県への届出の作成支援</td></tr><tr><td>3月</td><td>伴走支援の成果報告書の作成・提出</td></tr></tbody></table>		時期	内容	5月中旬～6月中旬	伴走支援対象施設の選定	6月中旬～	対象施設の現状把握、介護機器の選定等	7月～8月	機器導入に係る補助金の申請	7月下旬～9月	機器導入に係る補助金の交付決定	8月～10月	機器の導入	8月～2月	生産性向上の取組に関する実績の測定	2月～3月	機器導入に係る補助金の実績報告書作成支援 加算取得に必要な県への届出の作成支援	3月	伴走支援の成果報告書の作成・提出
時期	内容																		
5月中旬～6月中旬	伴走支援対象施設の選定																		
6月中旬～	対象施設の現状把握、介護機器の選定等																		
7月～8月	機器導入に係る補助金の申請																		
7月下旬～9月	機器導入に係る補助金の交付決定																		
8月～10月	機器の導入																		
8月～2月	生産性向上の取組に関する実績の測定																		
2月～3月	機器導入に係る補助金の実績報告書作成支援 加算取得に必要な県への届出の作成支援																		
3月	伴走支援の成果報告書の作成・提出																		
※その他加算取得のための支援は契約期間中を通して実施																			

生産性向上伴走支援事業業務委託

質問及び回答

質 問 内 容
<p>対象施設の加算算定状況について</p> <p>「伴走支援の対象施設として想定されている施設は、既に加算（Ⅱ）を算定済みの施設を含みますか。それとも、加算未算定の施設が中心でしょうか。これにより、支援アプローチの設計が変わるため、ご質問させていただきました。</p>
回 答 内 容
<p>生産性向上推進体制加算（Ⅱ）を取得している施設及び同加算未取得施設のどちらも伴走支援の対象施設として想定しています。</p> <p>支援アプローチの内容についても重要な提案の一つと考えています。</p>

生産性向上伴走支援事業業務委託

質問及び回答

質 問 内 容
<p>介護機器の導入費用について</p> <p>「介護機器（見守り機器・インカム・介護記録ソフト等）の導入に要する費用は、本委託料の範囲に含まれない理解ですが、認識齟齬はございますでしょうか。</p>
回 答 内 容
<p>認識齟齬はありません。機器導入に係る補助は県で別途実施します。</p>

生産性向上伴走支援事業業務委託

質問及び回答

質 問 内 容
<p>1. 伴走支援の申請受付は県が実施するとなっているが、申請時の要件は設ける予定でしょうか。例えば、生産性向上推進体制加算Ⅱを取得済みであることや、すでに生産性向上推進体制加算Ⅰに必要な機器の導入が終わっていることなど。</p> <p>2. 生産性向上推進体制加算Ⅱはとれているが、加算Ⅰを取るための設備がない場合、設備購入についても業務範囲に含まれるのでしょうか。</p> <p>3. タイムスタディの実施について、他社のシステムを利用しても問題ないでしょうか。</p> <p>4. 伴走支援期間中に生産性向上推進体制加算Ⅰが取得できなかったとしても、取得できる状況を作れていればよろしいでしょうか。</p> <p>5. 業務課題等を解消するための介護機器を選定する点について、機器を選定したとして、機器の関係や予算の関係で導入が遅くなってしまう場合も考えられるが、生産性向上推進体制加算Ⅰにむけた伴走支援を行い、機器が導入されたあと、事後評価を行うことで加算が取れる状況まで作ればよろしいでしょうか。</p> <p>6. 機器の導入に関しましては、テクノロジー関連の補助金利用を想定しても問題ないでしょうか。</p>
回 答 内 容
<p>1. 現時点で例のような要件を設ける予定はありません。</p> <p>2. 伴走支援対象施設が導入する機器の選定支援は本委託業務に含まれますが、機器導入に係る購入申込や費用については本委託業務の範囲外となります。</p> <p>3. 厚労省老健局高齢者支援課長通知「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について（令和6年3月29日付け老高発0329第1号）」の別添4「職員向けタイムスタディ調査票」に記載の項目を満たす場合であって、国への報告に支障がない場合は他社のシステムを利用しても差し支えありません。なお、他社のシステムの利用する場合、個人情報の保護等の情報セキュリティ対策を万全にしてください。</p> <p>4. 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）が取得できる状況である場合は、同加算を取得するために必要な県への申請支援を行い、同加算を取得させてください。</p> <p>5. やむを得ない事情により機器の導入が遅れ、その結果として3月末日までに生産性向上推進体制加算（Ⅰ）の取得ができない場合は、可能な限り同加算の取得へ向けた伴走支援を行うとともに、同加算取得までのスケジュールを作成し、伴走支援対象施設と県へ提供してください。</p> <p>6. 機器導入に係る費用については、別途県で補助を実施します。</p>